

○鈴木(鷹)委員 立憲民主党・無所属の鈴木庸介  
今日は、最高裁の方に、裁判官の仕事量と給与のバランス、さらには労働環境についてお伺いをさせていたきたいと思います。

まず、現在の裁判官の報酬は、誰が、どのような判断で、俸給に影響する形で決定をしているのでしょうか。

○徳岡最高裁判所長官代理人者 お答え申し上げます。

裁判官が裁判官報酬法に定められたりかなる等の報酬を受けるかにつきましては、裁判官報酬法三条によりまして、最高裁判所が定めることとされております。

裁判官任官後約二十年の間は、同時期に裁判官となつた者がおおむね同時期に昇給する運用が行われており、約二十年を経過した後は、当該裁判官の経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定しているところでございます。

○鈴木(鷹)委員 イギリスとかフランスとかドイツとかは、どの国の裁判所も大体一千万円くらいからお給料はスタートしているんですね。ただ、その一方で、日本は、裁判官の給料は大体五百七十万円からのスタートで、十年かけてようやく一千万円くらいに行くというのですが、これは当然、物価水準に照らして議論しなくてはいけないとは思いますが、一般に、職責に応じては安いのではないかなという感覚を私は持つております。

御案内のように、裁判官の皆さんには残業手当や休日手当などは支給されません。百九十二回国会の際のこちらの衆議院法務委員会での答弁で、裁判官及び検察官に超過勤務手当、夜勤手当、休日給等が支給されない理由について、こう答弁されていらつしやいます。

裁判官については、事件の適正迅速な処理のために、夜間など一般職の職員勤務時間外において

てもこれに対処することが要求される場合が少なくないわけであり、一般職の職員と同様の勤務時間を観念することが困難であるとおっしゃつてい

ます。これは分かるんですよ。これは分かるんですよ。同じ国会で、例えば、民事訴訟事件を担当する裁判官を例に取ると、裁判官は、開廷日は、開廷前に担当書記官とのミーティングから始

まって、ほぼ開廷前日、終日、法廷に入つて審理を行い、開廷しない日であっても、弁論準備手

続、和解を行うことがあり、記録の精査あるいは判決の起案などを行うのは、一般職員でいうところの勤務時間外あるいは休日ということも多く、あるいは、平日帰宅した後でも、夕食を済ませてからまた持ち帰つた記録の検討を始めて、それが深夜に及ぶことも少なくない。

さらに、刑事訴訟を担当する裁判官について申し上げると、公判前整理手続や法廷における審理が終了し行われており、併せて、被告人の保釈請求に対する判断も行っているが、これらの記録の精査や合議が深夜に及ぶこともある。

さらに、夜間の令状当番や、迅速な判断を求められる仮処分事件を担当する場合などもあつて、通常の勤務時間という観念を超えて集中的に取り組みが必要が生じることもあり、裁判の現場における裁判官の負担は相当程度のものであると認識しているという答弁があります。

当然、どれだけ裁判官の職責が大変なものであるかということも認識されているということなんですけれども、私、改めてなんですが、この仕事量、責任に対しては、決して高いお給料だとは思つておりません。長時間労働で、職場には労働基準監督署のチェックも入らない。かなりブラックな職場ですよ、今の言い方で言えば。

これ、あなたの方の、裁判官の法律や仕事を管理する法律、窓口は別口だからという理由で、こうした労働条件で裁判官を働かせることについて見て見ぬふりをしていようなどころはあるのではないのでしょうか。

また、給料も、先ほど申し上げたように、諸外国と比べて、入口のところでは二割程度、三割程度、四割程度安くなつていっている。特に裁判官の皆さんというのは、いつ、我々の、人の人生をそのま

ま左右することがあるような、大変厳しい判断を毎日求められている、本当に大変な職場だと思つて

んですが、この給与水準と勤務環境を比較して、最高裁としてはどう評価していらつしやいますでしょうか。

○徳岡最高裁判所長官代理人者 お答え申し上げます。

裁判官の報酬は、その職務と責任の特殊性を踏まえたものであり、超過勤務手当の支給がないこと、その責任にふさわしい適材確保の必要性を満たすべきものであることを考慮しつつ、民間企業との給与水準とのバランスを踏まえて決まる国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮して、法によって定められているものというふうな理解をしております。

○鈴木(鷹)委員 前の国会と同じ、そういう答弁にも、こんなお話があります。ちょっと、今日質疑に立たせていただく前に、知り合いの裁判官とか話をしたんですね。そうしたら、夜中まで、先ほど申し上げたように、お仕事をしなくては行けない、時には、当然、時計の針が深夜十二時を回ることもあるということなんです。真夏に、午後五時にエアコンが止まるということなんです。これは本当でしょうか。

○氏本最高裁判所長官代理人者 お答え申し上げます。今委員御指摘のとおり、温度調整、執務室等の関係で、裁判官などの職員の執務環境の観点から重要であるということは認識しております。空調設備の運転にしましては、勤務時間内の稼働を前提といたしまして、裁判官など職員の申請があれば運転を延長するなど、実情に応じて適切に運用しているものと承知しております。

例えば、最高裁判所におきましては、午前八時から午後六時まで空調の運転を行つておりまして、午後六時以降も、執務の必要がある部署から延長の申請がありますれば、運転の延長をしようというところでございます。

○鈴木(鷹)委員 そうなんです。延長の申請がないと止まっちゃうんですね。延長の申請があつても八時までしかエアコンがつかない、それ以降は延長の申請が極めて難しくなるというふうなお話も伺つたんですけれども、それは本当でしょうか。

○氏本最高裁判所長官代理人者 延長の申請についてのお尋ねでございますが、申請は、例えば数日の分を一定期間を区切ってまとめて行うことが可能でございます。また、申請の方法も、担当部署にメールによつて簡単に行うことができるよう運用するなど、可能な限り簡便に申請を行うことができるように配慮しているところでございます。

それから、運転の延長をした場合でも、例えば最高裁の場合は、今御指摘ございましたように、午後八時までを限度として、限度に運用しております。空調運転の二一三を踏まえて延長する時間を定めておりますけれども、委員御指摘のとおり、執務環境に十分配慮しながら、運転延長の二一三を適切に把握し、柔軟な運用に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木(鷹)委員 先ほど、最高裁自身が作業が深夜まで及ぶのが当たり前という答弁をされておられるところ、夏場や冬場は八時になったらエアコンが止まってしまう、その後を延長するのは結構複雑で大変な作業となる、当然、裁判資料を自宅に持つて帰る必要が裁判官は出てきてしまうわけですよ、それが大変重要な資料なら、やはり裁判官も裁判所の外側に持ち出すことをちゅうちょしますから、暑い中で死にそうになつて判決を書いているなんという話が結構日本中に蔓延している。ですから、重ねてなんですけれども、法律が違